出席停止の日数の数え方について

◎日数の数え方はその症状が見られた日は算定せず、その翌日を第一日とします

「解熱した後3日を経過するまで」の場合例えば解熱を確認した日が月曜日であった場合には、その日は日数には数えず火曜(1日)、水曜(2日)、木曜(3日)の 3日間を休み、金曜から登園可能という事になります

図:「出席停止期間:解熱した後3日を経過するまで」の考え方

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
	解熱	1日目	2日目	3日目	登園可能→	

◎インフルエンザ、新型コロナ感染症においては高南 幼稚園独自のルールを適用します

発症した日から1週間、月曜日に発症した場合は翌月曜日から登園可能となります

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
	発症	欠	欠	欠	欠	休
休	登園可能→					